

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	精神障害者措置入院等		担当部局庁	社会・援護局障害保健福祉部	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和25年度等		担当課室	精神・障害保健課	福田 祐典		
会計区分	一般会計		施策名	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること			
根拠法令(具体的な条項も記載)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条等		関係する計画、通知等	精神保健費等国庫負担(補助)金交付要綱(平成10年厚生省障第194号)			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	・自傷・他害の恐れのある精神障害者を入院措置し、医療を行うための費用を負担することにより、自傷・他害の恐れのある精神障害者の保護・医療の提供を滞りなく行うことを目的とする。 ・琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が、本土復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合に、医療費負担の特別措置を講じることにより、沖縄県の本土復帰に伴い、制度の円滑な実施を図ることを目的とする。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により措置入院及び緊急措置入院させた精神障害者の入院に要する費用について、都道府県又は指定都市が負担した費用から、精神障害者又は扶養義務者の費用負担能力に応じて徴収する一部負担金の額を控除した額について、3/4を国庫負担する制度。 ・沖縄の本土復帰の際、琉球政府当時の精神衛生法第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担によって精神障害者の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合の医療費につき、沖縄県が支弁した費用の8/10を補助する制度。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	4,962	5,171	5,012	5,460	5,433
		繰越し等	436				
		計	5,398	5,171	5,012	5,460	5,433
	執行額	5,370	5,162	4,852			
	執行率(%)	99.5%	99.8%	96.8%			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値(年度)
	本事業は法令に基づき、措置入院及び緊急措置入院させた精神障害者の入院に要する費用について、都道府県又は指定都市が負担した費用に対し国が負担するため、成果目標を示すことは困難である。	成果実績	-	-	-	-	-
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	レセプト件数(措置入院費)	活動実績(当初見込み)	件	29,648	28,162 (28,944)	集計中 (27,900)	- (28,164)
	入院患者数(医療保護入院費(沖縄県))	活動実績(当初見込み)	人	9,037	8,432 (8,724)	集計中 (8,196)	- (7,620)
単位当たりコスト	(156,237円/1レセプト(措置入院費)) (77,820円/1人(医療保護入院費(沖縄県)))		算出根拠	措置入院費:平成22年度執行額4,400百万円を平成22年度レセプト件数実績28,162件で除した。 医療保護入院費:平成22年度執行額656百万円を平成22年度入院患者数8,432人で除した。			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	医療費	5,460	5,433	レセプト件数等が減少したため			
	計	5,460	5,433				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、自傷・他害の恐れのある精神障害者に対し、適切な医療を提供する上で必要な事業等であり、優先度も高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、地方自治体が措置入院に要した費用に対して国が一定の割合で負担を行うものである。 ・沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等に基づいて沖縄県が負担した医療費に対して、国が一定の割合で負担を行うものである。
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	過去の実績をもとに真に必要な経費を計上している。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	精神疾患を抱える者に対し必要な医療の自己負担分の一部を給付するものであり、妥当であると考ええる。
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	措置入院等を行うために必要な経費に限定している。
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	精神障害者に対し医療の提供を滞りなく行うものであり、ほぼ見込み通りの活動実績となっていることから、実効性の高い手段であると考ええる。
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	ほぼ見込み通りの活動実績となっている。
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名	－
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	各事業の実施に当たっては、レセプト件数や単価等の実績を勘案し、予算額を確保してきたところであるが、引き続き、必要な予算を確保しつつ適切な事業の実施に努めることとする。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要の予算規模を維持すべきである。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	－		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	511	平成23年行政事業レビュー	464

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
4,852百万円

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事又は指定都市市長が入院させた精神障害者の入院に要する費用の3/4を負担。
・沖縄の本土復帰の際、琉球政府当時の精神衛生法第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合の医療費につき8/10を負担。

(負担)

A都道府県、指定都
市
(66)
4,852百万円

措置入院の実施主体
医療保護入院の実施主体(沖縄県の)

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単位:
百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出され
 ている者について記載す
 る。費目と使途の双方
 で実情が分かるように
 記載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	措置入院費の支給に要する費用	918			
計		918	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	措置入院の実施主体	918		
2	沖縄県	措置入院及び医療保護入院のの実施主体	685		
3	福岡県	措置入院の実施主体	174		
4	栃木県	措置入院の実施主体	151		
5	大阪府	措置入院の実施主体	151		
6	大阪市	措置入院の実施主体	143		
7	埼玉県	措置入院の実施主体	136		
8	熊本県	措置入院の実施主体	124		
9	広島県	措置入院の実施主体	121		
10	長野県	措置入院の実施主体	117		